



届出等による医療について

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

基本診療料

情報通信機器を用いた診療に係る基準

特掲診療料

在宅療養支援診療所3

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の注14に規定する基準

在宅医療情報連携加算

在宅がん医療総合診療料

がん性疼痛緩和指導管理料

下肢創傷処置管理料

在宅療養実績加算1